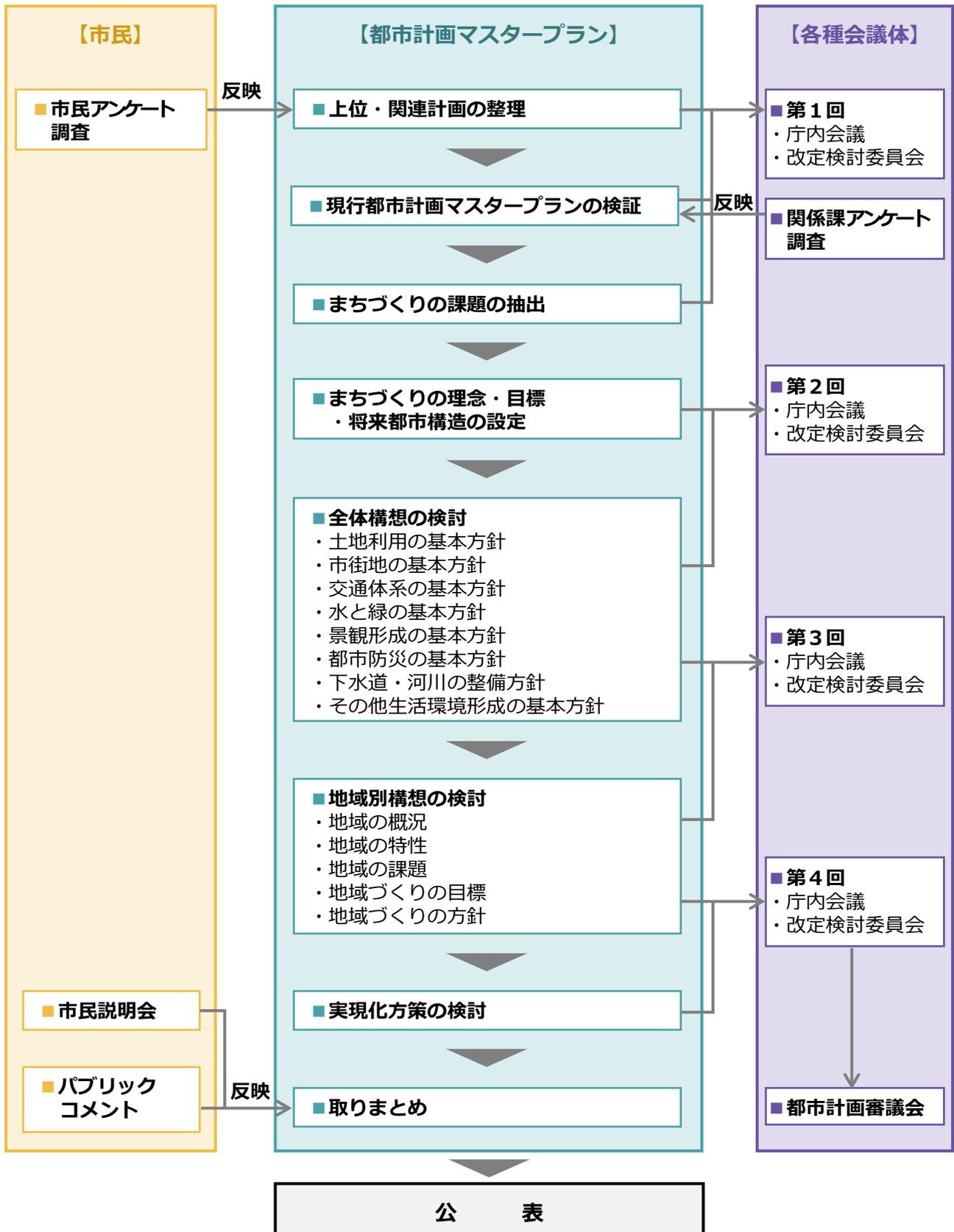


# 1. 計画策定のフロー



## 2. 各種会議体の開催スケジュールと議題

本マスタープランの検討にあたり、庁内関係部署で構成する「杵築市都市計画マスタープラン 庁内会議」、有識者や関係団体等で構成する「杵築市都市計画マスタープラン改定検討委員会」を設置し、各段階において協議を行いました。各種会議体の開催スケジュールと議題については、以下に示す通りです。

実施日	会議体名（略称）	主な議題
<b>令和3（2021）年度</b>		
2月17日	第1回庁内会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画マスタープランの概要</li> <li>・杵築市の現況と課題</li> <li>・市民アンケート調査結果</li> <li>・関係課アンケート調査結果</li> </ul>
3月10日	第1回改定検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画マスタープランの概要</li> <li>・杵築市の現況と課題</li> <li>・市民アンケート調査結果</li> <li>・関係課アンケート調査結果</li> </ul>
<b>令和4（2022）年度</b>		
7月20日	第2回庁内検討会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくりの課題</li> <li>・まちづくりの将来像と目標</li> <li>・将来都市構造</li> <li>・全体構想（案）</li> </ul>
7月27日	第2回改定検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくりの課題</li> <li>・まちづくりの将来像と目標</li> <li>・将来都市構造</li> <li>・全体構想（案）</li> </ul>
10月24日	第3回庁内検討会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体構想</li> <li>・地域別構想（案）</li> </ul>
11月1日	第3回改定検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体構想</li> <li>・地域別構想（案）</li> </ul>
1月31日	第4回庁内検討会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域別構想</li> <li>・実現化方策</li> <li>・都市計画マスタープラン（素案）</li> </ul>
2月10日	第4回改定検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域別構想</li> <li>・実現化方策</li> <li>・都市計画マスタープラン（素案）</li> </ul>
<b>令和5（2023）年度</b>		
6月12日	都市計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画マスタープランの概要</li> </ul>

### 3. 市民意向の把握

#### (1) 市民アンケート調査

現在のまちに対する満足度や、今後のまちづくりについて重要と思う事項などに関する市民意向を把握し、本マスタープラン検討の基礎資料及び今後のまちづくりの方向性の検討に資することを目的とし、市民アンケート調査を実施しました。調査結果の概要は以下に示す通りです。

項目	内容				
調査の対象	杵築市に居住する満 18 歳以上の市民 2,500 名				
抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出				
調査方法	郵送による配布・回収				
調査期間	令和 3 (2021) 年 9 月 3 日～9 月 24 日				
回収数	877 票	有効回収数	877 票	回収率	35.1%

**杵築市都市計画マスタープラン見直しに係る  
将来のまちづくりに関する  
市民アンケート調査へのご協力をお願い**

平素から、市政の推進につきましては、格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。  
杵築市では平成 23 年 3 月に「杵築市都市計画マスタープラン」を策定し、これまで都市計画マスタープランに基づいたまちづくりを進めてきました。しかし、策定からおよそ 10 年が経過し、人口減少、少子・高齢化などの社会経済情勢が大きく変化しています。そのような状況下においても、まちの活力を失わず、多様な世代が快適で魅力ある都市生活を身近なまちなかで送ることができるような都市づくりのために、「都市計画マスタープラン」の見直しを予定しています。

そこで、市内にお住まいの人（18 歳以上）から 2,500 人を無作為に抽出してアンケート調査を実施することといたしました。

ご多忙中とは思いますが、本調査の趣旨をご理解いただき、あなた自身のお考えやご意見を記入していただきますよう、よろしくお願いいたします。

令和 3 年 9 月 杵築市長 永松 悟

都市計画マスタープランとは？

おおむね 20 年後の将来都市像と、その実現に向けたまちづくりの方針を定めるもので、杵築市の「まちづくり設計図」となるものです。今後は、このマスタープランに基づき、具体的かつ計画的にまちづくりを進めていきます。

都市計画とは？

住みよいまちづくりを行うため、土地の利用や建物に対するルールを定め、道路や公園などといった、私たちのまちに欠かせない都市施設の配置計画を定めるものです。

ご記入いただいた調査票は同封の返信用封筒に入れて、**令和 3 年 9 月 24 日（金）**までに、郵便ポストに投函してください（切手を貼る必要はありません）。

<調査票記入上の注意事項>

1. ご記入にあたっては、できる限り封筒のあて名のご本人がお答えください。
2. 各質問ともあてはまるものを選び、その番号を○印で囲んでください。
3. “その他”にあてはまる場合、その番号を○印で囲み、( ) 内に“その他”の具体的な内容をご記入ください。

<お問い合わせ先>  
 杵築市役所 企画財政課  
 〒873-0001 大分県杵築市大字杵築 377 番地 1 電話番号：0978-62-1804

※本調査は無記名で実施し、結果については統計的な処理を行いますので、個人の方へご迷惑をおかけすることはありません。また、調査目的以外には使用しません。なお、ご回答いただいた結果は集計・分析後公表いたします。

参考資料

■ 市民アンケート調査票（かがみ文抜粋）

## (2) 市民説明会

本マスタープランを広く周知し、市民からの意見を収集するため、杵築地域、山香地域、大田地域の3地域において市民説明会を開催いたしました。開催結果の概要は以下に示す通りです。

### 1) 杵築地域

項目	内容
開催日	令和4(2022)年12月3日
開催場所	10名
参加者数	きつき生涯学習館 第7・8研修室

### 2) 山香地域

項目	内容
開催日	令和4(2022)年11月26日
開催場所	4名
参加者数	山香庁舎 3F 多目的ホール

### 3) 大田地域

項目	内容
開催日	令和4(2022)年11月26日
開催場所	2名
参加者数	大田中央公民館



■ 杵築地域



■ 山香地域



■ 大田地域

### (3) パブリックコメント

本マスタープランに対する市民からの意見を広く収集するため、市ホームページへの計画書の公開や本庁及び各支所の窓口への計画書の設置により、パブリックコメントを実施いたしました。実施結果の概要は以下に示す通りです。

項目	内容
実施期間	令和5（2023）年4月10日8時30分～5月10日17時まで
閲覧場所	・本庁舎企画財政課 ・山香庁舎山香振興課窓口 ・大田庁舎大田振興課窓口 ・市ホームページ
意見提出方法	・メール ・郵便 ・ファクシミリ ・持参
意見募集の内容	都市計画マスタープラン（素案）
応募者数 （意見件数）	0人（0件）

## 4. 用語集

### あ行

空家等対策計画	空家等に対し、所有者による適切な管理の促進、増加の抑制、安全で快適な環境づくりに取り組む、市が定めた計画。市民が、安全にかつ、安心して暮らすことのできる生活環境を確保するとともに、空き家などを活用して、定住・移住につなげる取り組みの推進を目的としている。
空き家バンク	地方自治体が、空き家の賃貸・売却を希望する所有者から提供された情報を集約し、空き家をこれから利用・活用したい方に紹介する制度。
オープンスペース	公園・緑地・街路・河川敷・民有地の空地部分などの建築物に覆われていない空間の総称。

### か行

家屋倒壊等氾濫想定区域	一定の条件下において、家屋の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸侵食が発生することが想定される区域。
幹線道路	都市の骨格を形成する道路または都市間を連絡する道路。

既成市街地	一般には、都市において既に建物や道路などが整備されて、市街地が形成されている地域。都市計画法では、人口密度 40 人/ha 以上の地区が連たんする地域で、地域内の人口が 3,000 人以上となっている地域とこれに接続する市街地をいう。
-------	---

既存ストック	既に整備された道路や橋、公共建造物などの公共施設のこと。財政が逼迫する今日においては、既存ストックの活用による公共投資の削減が必要とされている。
--------	--

基盤整備	道路、公園、上下水道などの公共施設整備。
------	----------------------

協働	市民、事業者、行政などが対等な関係を結び、適切な役割分担のもとに連携し協力し合うことをいう。
----	--

居住誘導区域	立地適正化計画で定める、居住を誘導すべき区域。人口減少の中にあっても一定の区域において人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保される。
--------	--

グリーンインフラ	自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方。
----------	---------------------------------------

建築協定	建築基準法に基づき、住宅地の居住環境や商店街としての利便性などを維持増進していくため、土地の所有者などの合意によって建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠などに関して定める協定。
------	---

公共施設等総合管理計画	地方公共団体が所有する全ての公共施設等を対象に、地域の実情に応じて、総合的かつ計画的に管理する計画。
-------------	--

コミュニティ	地域社会やある共通の意識によりつながっているまとまり。地域共同体など。
--------	-------------------------------------

### さ行

里山	人里及び都市周辺にある生活に結びついた低山、丘陵、森林など。
----	--------------------------------

ストック	既に整備された道路、公園などの公共施設及び建築物や宅地などが蓄えられていること。
------	--

総合計画	まちづくりを総合的かつ計画的に進めるため、行政運営の総合的な指針として地方公共団体が策定する計画。
------	---

## た行

地域地区	都市計画法に基づく都市計画の種類の一つ。都市計画区域及び準都市計画区域内の土地を、その利用目的によって区分し、建築物などについての必要な制限を課すことにより、地域または地区を単位として一体的かつ合理的な土地利用を実現しようとするもの。
地区計画	住民の意向を反映しながら、地区の特性に応じたきめ細かい計画を定め、建物などを規制・誘導し、当該地区にふさわしいまちづくりを総合的に進めるための制度。
中心市街地	バスターミナル周辺の塩田・北浜エリアや城下町エリアといった商業・業務が集積した地域。
デマンド交通システム	利用者のニーズに応じて柔軟な運行を行う公共交通システム。
特定用途制限地域	都市計画法に基づく地域地区の一つ。都市計画区域及び準都市計画区域内の用途地域が定められていない地域（市街化調整区域を除く）において、その良好な環境の形成又は保持のため当該地域の特性に応じて合理的な土地利用が行われるよう、制限すべき特定の建築物などの用途を定める制度。
特別緑地保全地区	都市緑地法第12条に規定される地区で、都市における良好な自然環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限により現状凍結的に保全する制度。なお、特別緑地保全地区に指定されると建築物その他工作物の新築、改築又は増築、宅地の造成などが規制されるため、土地所有者の土地利用に著しい支障をきたす場合は、県、市などがその土地を買入れることとなる。現在、本市には特別緑地保全地区の指定はない。
都市計画区域	自然的、社会的条件や人口、土地利用、交通量などの現状と将来の見通しを勘案して一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域で県により指定された区域。
都市計画マスタープラン	都市計画法第18条の2の規定に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のこと。 住民にもっとも近い立場である市町村が、その創意工夫のもとに住民の意見を反映し、まちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、将来の都市構造、土地利用、地区別構想など、あるべき「まち」の姿を定めるもの。
都市再生特別措置法	急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上等を目的に平成14年に制定された法律。平成26年の改正により、立地適正化計画の策定が可能となっている。
都市施設	道路、公園など都市の骨格を形成し、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するための施設の総称。
土砂災害警戒区域	土砂災害防止法に基づき、土砂災害が発生した場合に住民等の生命または身体に危険が生じるおそれがあるとして県が指定する区域。
土砂災害特別警戒区域	土砂災害防止法に基づき、土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ、住民等の生命または身体に著しい危険が生じるおそれがあるとして県が指定する区域。

## な行

南海トラフ	四国の南の海底にある水深4,000m級の深い溝（トラフ）のこと。非常に活発で大規模な地震発生帯である。
-------	---

は行	
パークアンドライド	自宅から最寄りの駅や停留所、目的地の手前まで自動車で行って駐車し、そこから公共交通機関を利用して目的地まで移動する方法。
ハザードマップ	自然災害による被害を予測し、その被害範囲や避難場所等を地図化したもの。
風致地区	都市計画法に基づく地域地区の一つ。自然の景勝地、公園、緑豊かな低密度住宅地などの都市の風致を維持することを目的とした制度。
や行	
用途地域	都市計画法に基づく地域地区の一つ。都市内における土地の合理的利用を図り、市街地の環境整備、都市機能の向上を目的として建築物の用途、密度、形態などを規制・誘導する制度。現在、13種類の用途地域がある。
ユニバーサルデザイン	障害の有無、年齢、性別、人種などにかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。
ら行	
ライフスタイル	生活の様式・営み方。また、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方。
立地適正化計画	居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能の誘導により、都市全域を見渡したマスタープランとして位置づけられる市町村マスタープランの高度化版。居住や都市の生活を支える機能の誘導によるコンパクトなまちづくりと地域交通の再編との連携により、『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』のまちづくりを進める。
英語	
ICT（情報通信技術）	「Information and Communication Technology」の略称。情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。
MaaS	「Mobility as a Service」の略。 地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービス。
NPO (Non-Profit Organization)	営利目的ではない目的の実現のために活動する組織。市民による自主的なまちづくりや自然環境保全などの盛り上がりなどを背景に、市民の非営利組織を示すものとしてNPOという言葉が広く用いられるようになった。
SDGs	「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称。





## 杵築市都市計画マスタープラン

令和5年8月 策定

発行：杵築市

編集：企画財政課 都市計画係

大分市杵築市大字杵築 377 番地 1

Tel：(0978) 62-1804

Fax：(0978) 62-3293

ホームページ：<https://www.city.kitsuki.lg.jp/>



